

令和2年7月16日

兵庫県内の事業者の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三

## 感染拡大予防ガイドライン等に基づいた感染防止対策等について

東京など大都市部を中心に新型コロナウイルスの感染が拡大する中、兵庫県においても、新規感染者が増加傾向にあります。

全国的な往来が活発化してきた中、これ以上の感染拡大を防がなければなりません。そのためにも、事業者の皆様におかれては、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づき、「3つの密」（密閉、密集、密接）の回避など、感染防止対策の徹底へのご協力をお願いします。

県では事業者の皆様が感染防止対策に取り組まれていることを宣言・明示できるように、「感染防止対策宣言ポスター」を作成しました。事業者の皆様には早急に感染防止対策を講じて頂いたうえで、店舗・施設名を記入し、店頭や店内での掲示をお願いします。

また、新型コロナウイルスの感染者が店舗等を利用したことが判明した場合に、同一日の利用者へ県から注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナ追跡システム」の運用を開始しておりますので、システムへのご登録の協力を併せてよろしくお願いします。

県では「感染拡大防止のための施設への支援策まとめ」のとおり、感染拡大防止への取組を支援する事業を実施しておりますので、是非ご活用ください。

引き続き、皆様の感染防止対策へのご理解とご協力をお願いします。

### 添付文書

- ①感染防止対策宣言ポスター
- ②兵庫県新型コロナ追跡システム登録依頼チラシ
- ③感染拡大防止のための施設への支援策まとめ

# 新型コロナウイルス 感染防止対策 実施中！

感染拡大予防ガイドラインに基づき、  
感染防止対策を実施しています。ご不便を  
おかけしますが、ご協力をお願いします。

〔店舗・施設名〕

兵庫の新たな生活様式  
「ひょうごスタイル」を推進しましょう！

- ◆「3密」（密閉・密集・密接）の回避
  - ◆身体的距離の確保（できるだけ2m。最低1m）
  - ◆マスクの着用（※）、咳エチケットの徹底
- ※熱中症リスクを考慮し、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合はマスクをはずす。
- ◆手洗い・手指消毒（手洗いは30秒程度、石けん・消毒薬の利用）
  - ◆体温測定・健康チェック（熱や風邪の症状がある時は自宅で療養）
  - ◆発症時やクラスター発生時に備え、いつ誰とどこで会ったかを記録



兵庫県 Hyogo Prefecture



兵庫県マスコット はばタン

# 兵庫県 新型コロナ追跡システム 登録のお願い

## ■ 新型コロナ追跡システムとは

登録されたお店等で、新型コロナウイルス感染者の利用が判明した場合、同一日に利用したお客様等に、県から注意喚起情報をお知らせし感染拡大防止を図るものです。

## ■ 皆様へのお願い

システムに登録し、お店等にQRコードを印刷、掲示して下さい。

兵庫 コロナ 追跡 で検索



●兵庫県新型コロナ追跡システムサイト

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk39/covid19\\_chase.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk39/covid19_chase.html)

## ■ システムの特徴

- ① 登録方法は**3ステップ(登録・印刷・掲示)**のみです。
- ② **無料**でご利用いただけます。(QRコード作成に係る通信費、印刷費等を除く)
- ③ お店等にとって**感染症対策に取り組んでいることのPR**になります。
- ④ お客様が**安心・信頼**してお店をご利用いただけます。

# システム利用の流れ

事業者  
登録



WEB上の  
「申請フォーム」から登録

兵庫 コロナ 追跡 で検索

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk39/covid19\\_chase.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk39/covid19_chase.html)

事業者  
印刷



QRコードを印刷

事業者  
掲示



レジ前や座席周辺等のお客様の目に触れやすい場所への掲示をお願いします。

利用者  
読込



訪れる度にQRコードを読み込み登録します。

登録されたお店等で感染者の利用が判明した場合

兵庫県  
通知



利用者に注意喚起情報を通知します。

新型コロナ追跡システムコールセンター(新型コロナウイルス感染症対策相談窓口)

☎ **078-362-9858** 受付時間:午前9時~午後5時(土曜日・日曜日・祝日を除く)

※兵庫県新型コロナ追跡システムをご利用できない方向けに店舗等利用者の名簿管理に、ご協力をお願いします。  
詳しくはこちら [https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk39/covid19\\_chase01.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk39/covid19_chase01.html)

## 感染拡大防止のための施設等への支援策まとめ

### ○ 中小企業等事業再開への支援

新しい生活様式（ひょうごスタイル）にあわせて、事業者が従業員の労働環境確保のために取り組む接触感染や飛沫感染の感染防止対策等を支援

- ・ 対象者 県内に事業所を置く中小法人、個人事業主  
※医療・福祉及び宿泊業を除く
- ・ 対象経費 感染拡大を予防するために必要な経費  
(衛生管理用品、飛沫防止対策、換気設備、掲示・告知設備等)
- ・ 補助対象期間 令和2年4月7日～9月30日
- ・ 募集期間 令和2年6月末～9月30日
- ・ 補助額 補助額を超える事業を実施した場合に定額で支給

区 分	中小法人	個人事業主
単一事業所企業	200 千円	100 千円
複数事業所企業	400 千円	200 千円

[問合せ先] 兵庫県中小企業事業再開支援金事務局 078-361-1500

### ○ 宿泊施設における感染防止対策のための設備整備助成事業

兵庫県「業種毎の感染拡大予防ガイドライン」を踏まえた対策を講じる県内宿泊施設を支援（6月22日募集開始）

- ・ 対象設備 ホテル・旅館のロビー・受付、食事処等<sup>※</sup>ブリックススペースの3密回避等のための設備（客室除く）  
〔サーモカメラ、換気扇・空気清浄機、アクリル板、パーティション、キャッシュレス機器等〕
- ・ 補助額

区 分	金額
1つのホテル・旅館を経営する事業者	300 千円
複数のホテル・旅館を経営する事業者 (2つのホテル・旅館まで対象)	600 千円

[問合せ先] ひょうご観光本部 078-361-7661

### ○ 商店街感染症対策への支援

地域の住民が集う商店街で感染拡大の第2波が発生しないよう、「ひょうごスタイル」にあわせた感染症対策を講じる商店街等を支援

区 分	感染症拡大防止事業	クリーン商店街発信事業
内 容	商店街共有スペースの感染症対策	感染症対策に取り組む商店街のPRや来街者への啓発等
補助対象経 費	空気清浄機、サーモカメラ、換気扇の設置、パーティションの購入等	PR・啓発資材の作成
補助対象	商店街・小売市場、商店街連合会	
対象期間	令和2年4月7日～9月末	
補 助 率	定額	
補助額 (上限額)	商店街・小売市場：上限1,000千円/組合 商店街連合会：上限2,000千円/連合会	
申請期間	令和2年6月22日～9月末	

[問合せ先] 兵庫県 経営商業課 078-341-7711 (内線 3565)

※詳しくは各問合せ先へご確認ください。

## ○ 医療機関・薬局等における感染拡大防止支援

感染の疑いのある患者とその他の患者が混在しない動線確保など、院内での感染拡大防止に取り組む医療機関・薬局等に対して支援

### ・補助単価

区 分	金 額
病院（救急等以外）	2,000 千円/箇所
	50 千円/床
有床診療所（医科・歯科）	2,000 千円/箇所
無床診療所（医科・歯科）	1,000 千円/箇所
薬局、訪問看護ステーション、助産所等	700 千円/箇所

[問合せ先]

病院（救急等以外）・診療所 兵庫県 医務課 078-362-3242

感染症対策課 078-362-4095

薬局 兵庫県 薬務課 078-362-3268

## ○ 社会福祉施設における感染症防止対策等への支援

介護・福祉分野について、感染症拡大防止策等への支援を実施

- ・対象施設 介護施設・事業所、障害施設・事業所、児童福祉施設等
- ・事業内容

感染症対策への支援（上限 500 千円/施設）

－感染症対策のための各種物品購入、外部専門家等による研修実施

－多機能型簡易居室の設置等

－県による衛生資材備蓄 等

[問合せ先]

介護施設 兵庫県 高齢政策課 078-362-9117

障害福祉サービス・居宅系 兵庫県 障害福祉課 078-362-9105

障害福祉サービス・日中活動系・施設系（就労以外）、障害児

兵庫県 障害福祉課 078-362-3194

障害福祉サービス・就労系 兵庫県 ユニバーサル推進課 078-362-3261

児童福祉施設 兵庫県 児童課 078-362-3198

保育施設 各市町保育担当窓口

保護施設 兵庫県 地域福祉課 078-362-3184

### ○ バスにおける感染症防止対策への支援

社会生活や経済活動を支えるバス事業者に対して、感染防止対策に要する経費を支援

- ・ 対象者 民営バス事業者
- ・ 対象経費 運転席感染防止設備、非接触型体温計（貸切バスのみ）  
※国庫補助事業の対象となる経費は対象外
- ・ 負担割合 県 1/2、事業者 1/2
- ・ 補助額

バス保有台数	運転席感染防止設備 (ビニールカーテン等)	非接触型体温計 ※貸切バスのみ対象
1～50台	75千円 (75千円未満は実額まで)	125千円 (125千円未満は実額まで)
51～150台	300千円	500千円
151～250台	600千円	
251～350台	900千円	
351～450台	1,200千円	
451～550台	1,500千円	
551～650台	1,800千円	
651～750台	2,100千円	

[問合せ先] 兵庫県 交通政策課 078-362-3885

### ○ 船舶における感染症防止対策への支援

社会生活や観光基盤を支える旅客船事業者等に対して、感染防止対策に要する経費を支援

- ・ 対象事業者 旅客船事業者、観光船事業者
- ・ 対象経費 換気設備、サーモグラフィ、非接触型体温計、アクリルボード等  
※国庫補助事業の対象となる経費は対象外
- ・ 負担割合 県内航路：県 1/2、市町 1/4、事業者 1/4
- ・ 県外航路 県 1/3、就航先自治体 1/3、事業者 1/3
- ・ 補助額

定員	県内航路	県外航路
1～50名	250千円	150千円
51～150名	1,200千円	800千円
151～300名	1,500千円	1,000千円
301～450名	1,700千円	1,100千円
451～600名	2,000千円	1,300千円
601～750名	2,300千円	1,500千円
751～900名	2,500千円	1,700千円
901名～	2,800千円	1,800千円

[問合せ先] 兵庫県 港湾課 078-362-9274